

伊方原発をとめる会
事務局長 須藤 昭男 様

令和3年11月22日にいただいた御質問について、回答いたします。

問1 県民生活に深刻な影響を及ぼす危険性のある原発再稼働について、県議会はごく一部の議員や役員の意見を聞くだけで、知事が「咀嚼（そしゃく）」したとして再稼働了承を判断されましたが、これは議会軽視ではありませんか？「了承」を撤回し、全議員による議論を待つべきではありませんか。

(回答)

伊方発電所の連続トラブルと保安規定違反への対応や運転再開について、9月議会で質疑が行われるとともに、保安規定違反等を理由とした3号機廃炉に係る請願についても不採択とされており、県議会全体での議論は行われたと考えています。

これらの9月議会での議論に加え、11月16日の防災減災・エネルギー対策特別委員会での議論の結果等を踏まえて、私が最終的な判断を行ったものであります。

また、伊方発電所の安全対策等については、様々な意見があるものと認識していますが、本県にとって重要な案件であり、今後も県議会において継続して議論がなされるものと考えています。

問2 四国電力も愛媛県も県民からの十分な理解を得る努力をしないまま、12月議会開会の直前、いまの時期に知事が伊方原発再稼働の了承判断を行ったのはなぜですか。知事が判断を急いだ理由を示してください。

(回答)

運転再開の了承については、まずは月日をかけて専門家等で構成される伊方原発環境安全管理委員会で検討を重ねるとともに、立地町である伊方町での議論、県議会での議論、国の確認状況、そして、私自身による現地視察など、いろいろなステップを踏みながら、しっかりとしたチェックを積み重ねて判断を行ったものであり、急いで判断をしたということはありません。

問3 保安規定違反にかかわる当該社員への停職処分の際に、四国電力が県や伊方町への報告を要しないと判断したことは、知事が県民に約束した「えひめ方式」の報告連絡体制が反故にされた事態です。信頼関係の「生命線」と重視してきた知事として、「憤り」を覚えないのでしょうか？この事態をどう見ているのか示してください。

(回答)

今回の事案については、四国電力から、元社員の懲戒処分時の調査は、原子力部門ではない人事担当部署が対応し、ガソリン横領に焦点を当てたもので、社内の連携不足により、懲戒事案が発電所の保安規定に抵触するという点について考えが及ばなかったことから、内部告発後の発覚になったと聞いています。懲戒処分時に、保安規定に抵触する可能性が把握できなかったことは誠に遺憾ですが、その説明に不合理な点はなく、内部告発を端緒とした調査において保安規定を満たさない時間があったと事実認定した時点で、「えひめ方式」による速やかな通報連絡が適切に

行われたものと認識しています。

なお、今後は、伊方発電所員の懲戒事案は、「社内での連携を強化し、原子力の安全上の問題がないか確認する」との改善策を実施する旨報告を受けています。

令和3年12月8日

愛媛県知事 中村 時広

